

滋賀県中小企業振興資金 借入申込書類一覧
【短期事業資金(たんき)】

◎：必ず提出、○：必要に応じて提出

必要書類等		必要な方	短期事業資金	
			通常枠	手形・電子記録債権割引枠
提出部数（原本1部、残りの部数は写しを作成すること）		保証つきの場合	2部	2部
		保証なしの場合	1部	1部
借入申込書	要綱様式第2号		◎	◎
誓約書	要綱様式第3号		◎	◎
県税に未納がないことを証する証明書 （3か月以内のもの）	県税事務所発行		◎	◎
許認可書等の写し		許認可等が必要な業種の場合		○
最近の試算表				◎
直前2期の決算書または確定申告書の写し（決算期を2期迎えていない場合は1期分）				◎
法人の登記事項証明書（写し・3か月以内のもの）		法人の場合		○
金融機関および保証協会が必要とする書類			○	
手形の振出しまたは電子記録債権の発生の原因となった商取引を証する書類の写し				◎
産業支援プラザ登録証明書の写し		すでに提出済みの場合は省略可		○